

申 請

令和4年 9月 6日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

青森県知事 三村 申吾
(公 印 省 略)

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく令和元年8月28日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
青森県階上町において産出される野生きのこ類（クリタケモドキに限る。）
- 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

青森県階上町で産出される野生きのこ類（クリタケモドキに限る。）（以下「クリタケモドキ」という。）

2 経緯及び解除申請の理由

（1）出荷制限指示

平成24年10月24日に県が階上町から採取された野生きのこ類（ホウキタケ）の放射性物質検査を実施した結果、食品の基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウム116Bq/kgが検出されたため、同年10月26日に国から県に対して、同町において採取された野生きのこ類について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請するよう指示が出された。

県は国からの指示を受け、階上町に対し、同町において採取された野生きのこ類について、一切の出荷を行わないよう周知・指導を要請するとともに、県から直売所、卸売市場等に対し、同町から産出される野生きのこ類を扱わないよう要請した。

また、産地の市町村名を確認の上、適切な表示によって流通させるよう流通拠点の巡回指導を行ってきた。

（2）これまでの出荷制限解除

県は階上町と連携し、これまでに基準値を超える放射性セシウムが検出された地点を含む同町の生息地から、平成26年から平成28年にかけてナラタケ64検体を採取し検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のナラタケの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、平成29年3月31日に同町のナラタケの出荷制限が解除された。

また、平成27年から平成29年にかけてクリタケ201検体を採取し検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のクリタケの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、平成30年11月7日に同町のクリタケの出荷制限が解除された。

（3）検査結果

県は階上町と連携し、クリタケモドキの出荷制限解除に向け、令和元年12月に同町のクリタケモドキの生育地から4検体を採取した。

さらに、令和2年10月から11月にかけての追加検査では11検体、令和3年10月から11月にかけての追加検査では56検体を採取した。

これらの3年間で基準値を超える放射性セシウムが検出された地点等を含む生育地で採取した71検体を検査した結果において、すべて基準値の2分の1を下回り、同町のクリタケモドキの放射性物質濃度は安定して低水準であることを確認し、出荷制限は解除されるべきと判断した。

なお、クリタケモドキについては平成28年から検査を行っており、すべての検体で基準値の2分の1を下回り、放射性物質濃度が安定して低水準であることが確認できている。

3 青森県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

県はクリタケモドキの発生状況を確認しながら、採取シーズン初期に3検体以上の検査を行い、出荷前に基準値以下であることを確認する。

さらに、出荷されるクリタケモドキの安全性を確保するため、出荷期間中に、原則として1週間に1回程度1検体の定期検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 出荷者対策

県は階上町と連携し、同町のクリタケモドキを販売する直売所、卸売市場等に対し、入荷先、販売先の記録（台帳）を作成・保管するよう要請し、当該記録を県へ提出してもらう。

イ 流通対策

県は階上町と連携し、直売所、卸売市場等に対し、品目名（クリタケモドキ）、採取地、採取日及び採取者の氏名を適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの流通拠点を巡回指導する。

(3) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

県は階上町と連携し、採取者に対し、速やかに同町のクリタケモドキの出荷自粛を要請するとともに、直売所や卸売市場等に対して、出荷されたクリタケモドキの回収を要請する。

(4) 関係者への周知

県は階上町と連携し、本計画の内容について、採取者、直売所、卸売市場等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

青森県階上町の野生きのこ(クリタケモドキ)検査結果

番号	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	R1.12.9	<4.5
2	R1.12.2	<4.6
3	R1.12.2	<4.4
4	R1.12.2	4.9
5	R2.10.26	4.7
6	R2.11.6	<4.3
7	R2.11.6	<4.4
8	R2.10.30	<4.3
9	R2.11.9	6.0
10	R2.11.9	6.8
11	R2.11.9	<4.6
12	R2.12.2	4.2
13	R2.11.25	<4.7
14	R2.11.25	<4.6
15	R2.11.25	<4.1
16	R3.10.28	<4.3
17	R3.10.21	<4.3
18	R3.10.21	10.9
19	R3.10.21	<4.2
20	R3.10.21	<4.3
21	R3.10.21	<3.6
22	R3.10.21	<4.1
23	R3.10.21	6.1
24	R3.10.21	<4.1
25	R3.10.21	8.7
26	R3.10.26	<4.2
27	R3.10.26	<4.3
28	R3.10.26	<4.5
29	R3.10.26	<3.8
30	R3.10.26	<4.4
31	R3.10.26	<3.9
32	R3.10.26	<4.5
33	R3.10.28	<3.9
34	R3.10.28	<4.5
35	R3.10.28	<4.5
36	R3.10.28	<3.6

37	R3.10.28	<3.7
38	R3.10.28	<4.5
39	R3.10.28	<4.6
40	R3.10.28	<4
41	R3.10.28	<4.5
42	R3.10.28	<3.5
43	R3.10.28	<4.3
44	R3.11.10	<4.3
45	R3.11.16	6.5
46	R3.11.16	3.8
47	R3.11.16	6.6
48	R3.11.16	<3.9
49	R3.11.16	<4
50	R3.11.16	<4
51	R3.11.16	<4.2
52	R3.11.19	<4.4
53	R3.11.19	<4.7
54	R3.11.19	<3.8
55	R3.11.19	<3.9
56	R3.11.19	<4.4
57	R3.11.19	<3.8
58	R3.11.19	<4.6
59	R3.11.19	<4.5
60	R3.11.19	<4.5
61	R3.11.19	<4.5
62	R3.11.19	<4.8
63	R3.11.19	<4.4
64	R3.11.25	<4.6
65	R3.11.25	<4.4
66	R3.11.25	<4.3
67	R3.11.25	<4.5
68	R3.11.25	<4.3
69	R3.11.25	<4.4
70	R3.11.25	<4.4
71	R3.11.25	<4.6

実測値

平均値	4.6
最大値	10.9
最小値	3.5
中央値	4.4
標準偏差	1.1
95%値	6.6
標本数	71

注:<(不検出)のデータには、検出限界値の1/2を代入して計算

階上町のクリタケモドキに係る検査結果(R1~R3)

番号	R1		R2		R3	
	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	R1.12.9	<4.5				
2	R1.12.2	<4.6				
3	R1.12.2	<4.4				
4	R1.12.2	4.9				
5.20			R2.10.26	4.7	R3.10.21	<4.3
6			R2.11.6	<4.3		
7			R2.11.6	<4.4		
8			R2.10.30	<4.3		
9			R2.11.9	6.0		
10			R2.11.9	6.8		
11			R2.11.9	<4.6		
12			R2.12.2	4.2		
13			R2.11.25	<4.7		
14			R2.11.25	<4.6		
15			R2.11.25	<4.1		
16					R3.10.28	<4.3
17					R3.10.21	<4.3
18					R3.10.21	10.9
19					R3.10.21	<4.2
21					R3.10.21	<3.6
22					R3.10.21	<4.1
23					R3.10.21	6.07
24					R3.10.21	<4.1
25					R3.10.21	8.7
26					R3.10.26	<4.2
27					R3.10.26	<4.3
28					R3.10.26	<4.5
29					R3.10.26	<3.8
30					R3.10.26	<4.4
31					R3.10.26	<3.9
32					R3.10.26	<4.5
33					R3.10.28	<3.9
34					R3.10.28	<4.5
35					R3.10.28	<4.5
36					R3.10.28	<3.6
37					R3.10.28	<3.7
38					R3.10.28	<4.5
39					R3.10.28	<4.6
40					R3.10.28	<4
41					R3.10.28	<4.5
42					R3.10.28	<3.5
43					R3.10.28	<4.3
44					R3.11.10	<4.3
45					R3.11.16	6.5
46					R3.11.16	3.76
47					R3.11.16	6.6
48					R3.11.16	<3.9
49					R3.11.16	<4
50					R3.11.16	<4
51					R3.11.16	<4.2
52					R3.11.19	<4.4
53					R3.11.19	<4.7
54					R3.11.19	<3.8
55					R3.11.19	<3.9
56					R3.11.19	<4.4
57					R3.11.19	<3.8
58					R3.11.19	<4.6
59					R3.11.19	<4.5
60					R3.11.19	<4.5
61					R3.11.19	<4.5
62					R3.11.19	<4.8
63					R3.11.19	<4.4
64					R3.11.25	<4.6
65					R3.11.25	<4.4
66					R3.11.25	<4.3
67					R3.11.25	<4.5
68					R3.11.25	<4.3
69					R3.11.25	<4.4
70					R3.11.25	<4.4
71					R3.11.25	<4.6

